

令和元年会社法改正に伴う上場制度の整備に係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

2021年2月12日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）において、社外取締役を置くことの義務付けや株主総会資料の電子提供制度の創設などがなされることを踏まえ、全ての上場会社に対し社外取締役を1名以上確保することの義務付けや電磁的方法による株主総会資料の早期提供に関する努力義務規定の改正など、「有価証券上場規程」等の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

1. 社外取締役の確保

上場会社は、社外取締役を1名以上確保しなければならないものとします。

2. 電磁的方法による株主総会資料の早期提供に関する努力義務

上場会社は、招集通知、株主総会参考書類、計算書類・連結計算書類及び事業報告等を、株主総会の日の3週間前よりも早期に、電磁的方法により提供するよう努めるものとします。

3. 株式交付制度の創設に係る制度整備

(1) 適時開示事由の追加

株式交付に関し、以下の場合に適時開示を求めます。

①上場会社の業務執行を決定する機関が株式交付を行うことについての決定をした場合

②上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が株式交付を行うことについての決定をした場合

(2) 新株式に係る上場手数料

株式交付に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして算出した金額とします。

4. その他

ストック・オプションの付与に係る適時開示基準を株式又は新株予約権の募集等に係る適時開示基準に統合する等の改正を行います。

(備 考)

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第31条の4

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い20(3)、(4)

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号jの2等

・上場手数料等に関する規則第2条第2項第5号

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号z等

Ⅲ. 施行日

- ・2021年3月1日から施行します。
- ・1. に関しては、施行日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用します。

以 上